

さいたま市告示第 1173 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和元年 12 月 19 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヤオコー浦和中尾店

所在地 さいたま市緑区大字中尾字駒前 959 番 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 齋藤 義近

住 所 さいたま市緑区大字中尾 971 番地 9

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数
東側 出入口①	1 箇所
南側 出入口②	1 箇所
計	2 箇所

(変更後)

区分	出入口の数
東側 入口①	1 箇所
南側 出口①	1 箇所
北側 出入口①	1 箇所
計	3 箇所

(4) 変更する年月日

令和元年 12 月 21 日

(5) 変更する理由

駐車場の利便性の向上のため。

2 届出年月日

令和元年 12 月 11 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和元年 12 月 19 日から令和 2 年 4 月 20 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和元年12月19日から令和2年4月20日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944